

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業に係る事業契約を変更したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年6月30日

堺市長 永 藤 英 機

1 契約の目的

(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業に係る施設整備、開業準備、維持管理及び運営

2 契約の相手方

堺市堺区東雲西町4丁2番2号
株式会社堺第2学校給食サービス
代表取締役 根本 久雄

3 契約金額

変更前	9,738,473,098 円
うち取引に係る消費税額等	885,315,736 円
変更後	9,787,261,019 円
うち取引に係る消費税額等	889,751,001 円

4 変更の理由

物価変動に伴い維持管理業務費、運営業務費に係る金額を変更するもの。